

仕 様 書

イオンクロマトグラフ分析装置一式の賃貸借

令和7年8月18日

1	仕様書	1～4頁
2	応札仕様書	5～6頁
3	賃貸借契約書（案）	7～10頁

イオンクロマトグラフ分析装置 賃貸借仕様書

1 借入物品等の件名及び数量

イオンクロマトグラフ分析装置 一式

2 測定対象物質

(1) アニオン

塩化物イオン、硝酸イオン、亜硝酸イオン、硫酸イオン、フッ化物イオン、臭化物イオン、リン酸イオン、塩素酸イオン

(2) カチオン

ナトリウムイオン、カルシウムイオン、マグネシウムイオン、カリウムイオン、アンモニウムイオン

3 構成

(1) 測定装置 一式

(2) 装置制御・データ解析システム 一式

(3) 付属品等 一式

4 仕様

本装置は、環境水、排水及び水道水等に含まれるイオン成分の測定を行うものであることから、測定対象物質の測定が高精度で可能なこと。

(1) 測定装置

ア ポンプ

(ア) 流量設定範囲は、0.10～5mL/min の範囲を含むこと。

(イ) 耐圧は、35MPa 以上であること。

(ウ) 流量再現性は、±0.4%以内であること。

(エ) 脱気装置を有すること。

(オ) 接液部の材質は、非金属であること。

(カ) 異常検知機能を有すること。

イ オートサンプラー

(ア) 一つのサンプル容器から、アニオン及びカチオンの同時測定が可能であること。

(イ) サンプルを途中で追加することなく、100 サンプル以上の測定が可能であること。

(ウ) サンプルの自動希釈機能を有すること。

(エ) 接液部の材質は、耐薬品性の非金属であること。

ウ カラムオーブン

(ア) 温度設定範囲は 30～45℃で設定可能であること。

(イ) 温度安定性は、±0.5℃以内であること。

エ サプレッサー

- (ア) アニオンについては、サプレッサー及び溶離液ジェネレータ又はCO₂サプレッサーを有し、ベースラインを1 μ S/cm程度とすることが可能であること。
- (イ) カチオンについては、サプレッサーを有すること。

オ 電気伝導度検出器

- (ア) 測定範囲は、0～15,000 μ S/cmの範囲を含むこと。
- (イ) 温度調整範囲は30～45℃を含むこと。

(2) 装置制御・データ解析システム

ア パソコン

- (ア) デスクトップ型であり、OSはMicrosoft Windows 11Pro以降、64bit日本語版であること。
- (イ) CPUは、Intel Core i5-10500相当以上の性能・機能を有すること。
- (ウ) メインメモリは、16GB以上であること。
- (エ) 内蔵SSDの容量は、250GB以上であること。
- (オ) 500GB以上の外付けHDD又は外付けSSDを有すること。ただし、内蔵SSDの容量が1TB以上である場合は、この限りではない。
- (カ) ドライブは、DVDスーパーマルチドライブ相当以上であること。
- (キ) キーボードは、テンキー付きであること。
- (ク) モニターは、液晶21インチ以上のカラーモニターであること。
- (ケ) マウスは、光学式でスクロール機能を有すること。
- (コ) 日本語版でMicrosoft Office Word(ver2021以降)、Excel(ver2021以降)、PowerPoint(ver2021以降)を備えていること。
- (サ) 装置一式のシステム制御、分析結果のデータ処理に必要なソフトウェアを備え、上記(ア)のOSで正常に動作すること。
- (シ) ソフトウェアの言語は、日本語であること。ただし、日本語版が存在しない場合のみ、英語でも可とする。
- (ス) インターネットの接続がない環境で使用できること。ただし、Microsoft Officeについては、この限りではない。

イ プリンター

- (ア) A4対応のカラーレーザープリンターであること。
- (イ) 両面印刷が可能であること。

(3) 付属品等

- ア 上記(1)の標準付属品一式並びに日常保守管理に必要なメンテナンス部品及び工具等を含むこと。
- イ 上記2の測定に必要なカラム及びガードカラム一式を含むこと。
- ウ サンプル容器を200本以上含むこと。
- エ その他、本仕様書に記載のない事項であっても、装置を正常に動作させるために必要な性能確認用試薬、初期消耗部品及び標準付属品等を含むこと。

5 装置の搬入・据付等

- (1) 納入する装置は、現行品であり、新品であること。
- (2) 受注者は、装置の設置場所、設置方法及び付帯工事（電源等）について、事前調査を実施し、徳島県立保健製薬環境センターの担当職員（以下、「担当職員」という。）と協議の上、調整を行うこと。
- (3) 装置の納入完了日とは、付帯工事、装置の搬入、据付、性能確認試験及び装置等の操作説明等一連の作業が完了した日をいう。
- (4) 受注者は、納入完了日に上記（3）の事項に関する作業報告書を提出すること。
- (5) 本仕様書に記載されていない作業上の疑義等については、担当職員と協議することとし、受注者の独断により一方的に解釈しないこと。受注者が一方的に解釈したことにより、何らかの支障が生じた場合は、受注者の責任でこれを改善すること。
- (6) 装置の設置等に伴い生じる梱包資材等については、特に指定するものを除いて、受注者の責任において場外に搬出し、適切かつ適法に処分すること。
- (7) 設置作業においては、安全に配慮すること。万一、人に傷害を負わせ、又は物品等に損害を与えた場合は、受注者の責任において対応し、補償すること。
- (8) 納入品に不良等があった場合は、交換又は速やかな対応処置を行うこと。
- (9) 地震対策のため、機器の転倒、転落防止措置をとること。
- (10) 装置の設置、動作確認後、以下の内容等について、担当職員と日程調整をした上で、技術講習を実施すること。
 - ・装置準備、分析操作、データ処理ソフトの操作及びデータ解析
 - ・メソッド、シーケンスの作成方法
 - ・標準液、実試料を用いた操作及び測定
 - ・保守方法（日常点検、部品交換方法等）
 - ・トラブル対応方法
- (11) 装置本体、専用ソフト等について、日本語の取扱説明書を 2 部以上添付すること。
- (12) 現保有機を、指定の場所に移動させること。

6 保証及び保守

- (1) 受注者は、保守連絡体制を明らかにした書面を提出すること。
- (2) 装置の納入完了日から 1 年間又はメーカー保証期間のうち、いずれか長い期間を無償保証期間とすること。それ以降についても、設置当初の装置の不具合に起因するものについては、無償で対応すること。
- (3) 納品装置について、メーカー等によるアフターサービス、メンテナンス体制が整備されており、国内に専門の技術者が常駐する技術部門を有すること。また、受注者は、装置に不具合が生じた場合、速やかにメーカー等と修理に関する調整を行うこと。

7 その他

- (1) 装置一式の搬入、据付、付帯工事（電源等）、調整及び借入期間満了後の撤去等に係る費用を含むこと。

- (2) 装置一式は、担当職員の指定する場所において、正常に稼働させること。
- (3) 設置作業に要する資機材（用具・工具・消耗品等）については、受注者の負担とすること。
- (4) この仕様書に記載のない事項であっても、納品装置等が本来の性能を発揮するために運用上、機能上及び構造上具備しなければならない事項については、全て受注者の責任で充足するものとする。
- (5) 本仕様書に定めのない事項又は疑義については、双方協議の上、決定するものとする。
- (6) 賃貸期間内に担当職員が求める場合は、納入場所において必要な追加講習等を7回行うこと。

8 納期

令和8年1月30日

9 借入期間

令和8年2月1日から令和15年1月31日まで

なお、借入期間満了後、本県の求めに応じて、当初月額賃貸料の10分の1以下の額で、再借入することができるものとする。

10 納入場所

徳島県立保健製薬環境センター（徳島県徳島市新蔵町3丁目80番地）

4階 環境第1機器室

イオンクロマトグラフ分析装置 一式 応札仕様書

徳島県知事 殿
 住所
 商号
 代表者役職・氏名
 担当者名
 連絡先電話番号
 ファクシミリ
 E-mail

徳島県が行う、イオンクロマトグラフ分析装置 一式の入札については、次の機種、仕様等で応札します。

種別	機器名	メーカー名	型番	個数

1 次の仕様等を満たすこと。

種別	項目	基本性能・条件	可否欄	納入する製品の仕様	判定欄
測定装置	ポンプ	流量設定範囲は、0.10～5mL/minの範囲を含むこと。			
		耐圧は、35MPa以上であること。			
		流量再現性は、±0.4%以内であること。			
		脱気装置を有すること。			
		接液部の材質は、非金属であること。			
		異常検知機能を有すること。			
	オートサンブラー	一つのサンプル容器から、アニオン及びカチオンの同時測定が可能であること。			
		サンプルを途中で追加することなく、100サンプル以上の測定が可能であること。			
	カラムオーブン	サンプルの自動希釈機能を有すること。			
		接液部の材質は、耐薬品性の非金属であること。			
	サブレッサー	温度設定範囲は30～45℃で設定可能であること。			
		温度安定性は、±0.5℃以内であること。			
電気伝導度検出器	アニオンについては、サブレッサー及び溶離液ジェネレータ又はCO2サブレッサーを有し、ベースラインを1μS/cm程度とすることが可能であること。				
	カチオンについては、サブレッサーを有すること。				
装置制御・データ解析システム	パソコン	測定範囲は、0～15,000μS/cmの範囲を含むこと。			
		温度調整範囲は30～45℃を含むこと。			
		デスクトップ型であり、OSは Microsoft Windows 11Pro以降、64bit日本語版であること。			
		CPUは、Intel Core i5-10500相当以上の性能・機能を有すること。			
		メインメモリは、16GB以上であること。			
		内蔵SSDの容量は、250GB以上であること。			
		500GB以上の外付けHDD又は外付けSSDを有すること。ただし、内蔵SSDの容量が1TB以上である場合は、この限りではない。			
		ドライブは、DVDスーパーマルチドライブ相当以上であること。			
		キーボードは、テンキー付きであること。			
		モニターは、液晶21インチ以上のカラーモニターであること。			
		マウスは、光学式でスクロール機能を有すること。			
		日本語版でMicrosoft Office Word(ver2021以降)、Excel (ver2021以降)、PowerPoint (ver2021以降) を備えていること。			
	装置一式のシステム制御、分析結果のデータ処理に必要なソフトウェアを備え、上記のOSで正常に動作すること。				
ソフトウェアの言語は、日本語であること。ただし、日本語版が存在しない場合のみ、英語でも可とする。					
インターネットの接続がない環境で使用できること。ただし、Microsoft Officeについては、この限りではない。					
プリンター	A4対応のカラーレーザープリンターであること。				
付属品等	両面印刷が可能であること。				
	本仕様書4(1)の標準付属品一式並びに日常保守管理に必要なメンテナンス部品及び工具等を含むこと。				
	本仕様書2に記載する項目の測定に必要なカラム及びガードカラム一式を含むこと。				
	サンプル容器を200本以上含むこと。				
	その他、本仕様書に記載のない事項であっても、装置を正常に動作させるために必要な性能確認用試薬、初期消耗部品及び標準付属品等を含むこと。				

項目	条件	可否欄	判定欄
装置の搬入・据付等	納入する装置は、現行品であり、新品であること。		
	受注者は、装置の設置場所、設置方法及び付帯工事（電源等）について、事前調査を実施し、徳島県立保健製薬環境センターの担当職員（以下、「担当職員」という。）と協議の上、調整を行うこと。		
	装置の納入完了日とは、付帯工事、装置の搬入、据付、性能確認試験及び装置等の操作説明等一連の作業が完了した日をいう。		
	受注者は、納入完了日に上記の事項に関する作業報告書を提出すること。		
	本仕様書に記載されていない作業上の疑義等については、担当職員と協議することとし、受注者の独断により一方的に解釈しないこと。受注者が一方的に解釈したことにより、何らかの支障が生じた場合は、受注者の責任でこれを改善すること。		
	装置の設置等に伴い生じる梱包資材等については、特に指定するものを除いて、受注者の責任において場外に搬出し、適切かつ適法に処分すること。		
	設置作業においては、安全に配慮すること。万一、人に傷害を負わせ、又は物品等に損害を与えた場合は、受注者の責任において対応し、補償すること。		
	納入品に不良等があった場合は、交換又は速やかな対応処置を行うこと。		
	地震対策のため、機器の転倒、転落防止措置をとること。		
	装置の設置、動作確認後、以下の内容等について、担当職員と日程調整をした上で、技術講習を実施すること。 ・装置準備、分析操作、データ処理ソフトの操作及びデータ解析 ・メソッド、シーケンスの作成方法 ・標準液、実試料を用いた操作及び測定 ・保守方法（日常点検、部品交換方法等） ・トラブル対応方法		
装置本体、専用ソフト等について、日本語の取扱説明書を2部以上添付すること。			
現有機を、指定の場所に移動させること。			
保証及び保守	受注者は、保守連絡体制を明らかにした書面を提出すること。		
	装置の納入完了日から1年間又はメーカー保証期間のうち、いずれか長い期間を無償保証期間とすること。それ以降についても、設置当初の装置の不具合に起因するものについては、無償で対応すること。		
	納品装置について、メーカー等によるアフターサービス、メンテナンス体制が整備されており、国内に専門の技術者が常駐する技術部門を有すること。また、受注者は、装置に不具合が生じた場合、速やかにメーカー等と修理に関する調整を行うこと。		
その他	装置一式の搬入、据付、付帯工事（電源等）、調整及び借入期間満了後の撤去等に係る費用を含むこと。		
	装置一式は、担当職員の指定する場所において、正常に稼働させること。		
	設置作業に要する資機材（用具・工具・消耗品等）については、受注者の負担とすること。		
	この仕様書に記載のない事項であっても、納品装置等が本来の性能を発揮するために運用上、機能上及び構造上具備しなければならない事項については、全て受注者の責任で充足するものとする。		
	本仕様書に定めのない事項又は疑義については、双方協議の上、決定するものとする。		
	賃貸期間内に担当職員が求める場合は、納入場所において必要な追加講習等を7回行うこと。		

2 賃貸期間

令和8年2月1日から令和15年1月31日まで

3 納入場所

徳島県徳島市新蔵町3丁目80番地 徳島県立保健製薬環境センター（4階 環境第1機器室）

4 納入期限

令和8年1月30日

5 仕様書提出上の注意事項

- ・ 応札仕様書を提出する際には、仕様を満たしているかどうかを確認できるカタログ等の添付をしてください。
- ・ カタログには通し番号（A、B、C・・・）を記載し、カタログの該当記載事項には、赤の下線を付け（又はマーカーで塗り）、各ページの上部に付箋を貼ってください。

賃 貸 借 契 約 書 （案）

徳島県（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）との間に、イオンクロマトグラフ分析装置一式（以下「物件」という。）の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 この契約は、乙が甲に物件を賃貸し、甲はこれを借り受けることを目的とする。

（賃貸借物件）

第2条 契約に基づき賃貸される物件は、別紙明細及びイオンクロマトグラフ賃貸借仕様書のとおりとする。

（信義誠実の義務）

第3条 甲乙両者は、信義と誠実をもってこの契約を履行しなければならない。

（賃貸借期間）

第4条 賃貸借期間は、令和8年2月1日から令和15年1月31日までとする。

（設置場所及びその経費）

第5条 設置場所は、次のとおりとする。

徳島市新蔵町3丁目80番地 徳島県立保健製薬環境センター

2 設置に要する経費は、乙の負担とする。

（物件の引渡し）

第6条 乙は、物件を甲の指定する設置場所で、甲が使用できる状態で引き渡さなければならない。

（賃貸借料）

第7条 賃貸借料は、月額 金〇〇〇, 〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額金〇〇, 〇〇〇円）とする。ただし、第16条の規定により月の途中においてこの契約が解除された場合又は乙の責めに帰すべき理由により物件を使用できなかった期間があった場合は、日割りにより算出して得た額とする。

2 前項のうち消費税及び地方消費税の額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき賃貸借料に110分の10を乗じて得た額である。

（契約保証金）

第8条 契約保証金は、免除する。

（賃貸借料金の支払）

第9条 甲は、乙から適法な支払請求書を受領したとき、その日から起算して30日以内に乙に賃貸借料金を支払わなければならない。

（物件の所有権）

第10条 物件の所有権は乙に属し、甲はそれを善良なる管理者の注意義務をもって使用及び管理しなければならない。

2 甲は、物件が乙の所有であることを示す表示等を毀損するなど、物件の現状を変更するような行為をしてはならない。

（設置場所の変更）

第11条 甲は、設置場所を変更する場合は、あらかじめ乙に通知し、乙の承諾を得なければならない。この場合、物件の移動は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。

（物件の操作指導及び保守費等）

第12条 乙又は乙の指定する者は、甲が必要とする場合に甲の要請に応じ、甲の職員に対して適切な操作の指導及び研修をするものとする。

(保険)

第13条 乙は、物件につき、乙の費用で動産総合保険を付保する。

(物件の管理義務)

第14条 甲は、物件を本来の用途に従い使用し、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。また、物件の設置場所においては、良好な環境を保持するものとする。

2 乙は、甲の故意又は重過失により物件に損害を与えたときは、その賠償を甲に請求することができる。

3 前項の場合において、動産総合保険で補われた損害に対しては、前項の規定にかかわらず乙は甲に賠償を請求しない。

(立入権及び秘密保持)

第15条 乙又は乙の指定する者は、物件の保守及び管理等のため物件の設置場所に立ち入ることができる。ただし、この場合は、甲の事前の承諾を得るものとする。

2 乙は、契約の実施に当たって知り得た業務上の秘密を外部に漏らし、又は、他の目的に使用してはならない。

(契約の解除)

第16条 甲又は乙は、原則として3か月前に書面によって相手方に通知することによりこの契約を解除することができる。

2 前項によりこの契約が解除された場合には、甲又は乙は、これにより被る相手方の損害については共にその責めを負わない。

3 前2項のほか、甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告をすることなく、直ちに契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害を生ずることがあっても、甲はその賠償の責めを負わないものとする。

(1) 乙が、正当な理由がなくこの契約を履行しないとき。

(2) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

(3) 契約の履行に当たり甲の指示に従わなかったとき又はその職務を妨害したとき。

(4) 契約条項に違反したとき。

(5) 乙が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。

4 前3項の規定により契約を解除したときは、物件の引取りに要する費用は、乙が全額を負担するものとする。

(長期継続契約における契約の解除)

第17条 契約締結日の翌年度以降においてこの契約に係る甲の予算が成立しなかった場合又は減額となった場合には、甲はこの契約の全部又は一部を解除できるものとする。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合であっても、その損害の賠償を甲に請求することができない。

(物件の返還)

第18条 甲は、第16条又は第17条の規定によりこの契約が解除された場合は、物件を速やかに乙に返還しなければならない。

2 乙は、賃貸借期間が満了したときは、乙の負担により、物件を速やかに撤去しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第19条 乙は、この契約によって生じる権利若しくは義務又は契約の目的を、い

かなる方法をもってするを問わず、第三者に譲渡し、承継し、一括して下請若しくは委任し、又は担保に供してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合又は信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書により、乙が売掛債権を譲渡した場合、甲の乙に対する弁済の効力は、徳島県会計規則（昭和39年徳島県規則第23号）第36条に基づき、徳島県会計管理者が総括店又は代理総括店に支払通知を行った時点で生じるものとする。

（管轄裁判所）

第20条 甲と乙の間で訴訟の必要が生じた場合は、徳島地方裁判所を第一審の裁判所とする。

（疑義等の決定）

第21条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和7年 月 日

甲 徳島県
徳島県知事 後藤田 正純

乙 ○○○○○
○○○○○

